

令和８年度 軽商用電気自動車購入 仕様書

1 件名

物品第５号 令和８年度 軽商用電気自動車購入

2 購入台数

軽商用電気自動車（バン） １台

3 基本要件

1. 納入車両は、新車であること。
2. 車両の登録及び納車に必要な手続きは、受注者が行うこと。
3. 電気モーターを動力源とし、外部からの充電により走行するバッテリー式電気自動車であること。
4. 道路運送車両法その他関係法令に適合していること。
5. 日本国内で正規に販売されている車両であること。
6. 普通充電、急速充電に対応していること。
7. 一充電走行距離が 150km 以上であること。

4 共通装備

各車両に以下の装備を標準装備または附属品として納入すること。

1. メーカー標準装備
2. エアコン
3. フロアマット
4. 充電ケーブル（各車両に適合するもの）
5. A B S
6. 車両取扱説明書（充電等に関するものを含む）

5 個別仕様

項目	仕様・要件
車両形状	軽商用電気自動車（バン）
全長	3,400mm 以下
全幅	1,480mm 以下
全高	1,950mm 以下
積載性	後部座席を格納又は取り外すことにより業務用の荷物が十分に積載できること

6 車体色

ホワイト又はシルバー系統その他の標準色のうち、発注者と受注者で協議するものとする。

7 公用車表示

公用車としての車両表示については、発注者の指示により対応すること。

8 入札方法

入札金額は、消費税および地方消費税相当額並びに下記費用を含む総額表示とすること。

1. 上記装備等一式
2. 車両代金
3. 当初登録諸費用
4. 自動車損害賠償責任保険料
5. リサイクル法に係る費用
6. 納車費用
7. 預り法定費用（検査登録、リサイクル預託金）

9 保証・点検

1. 車両本体および駆動用バッテリーについて、メーカー所定の保証を付すること。
2. 納車時には車両が正常に作動することを確認すること。

10 その他特記事項

国、県その他関係機関が実施する電気自動車に係る補助制度の対象となる場合、受注者は、発注者が補助金申請を行うために必要な書類の提出その他必要な協力を行うものとする。

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。